

## 議第138号

### 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第91条第 6 項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成28年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事 業 名	関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
県 営 か ん が い 排 水 事 業	彦 根 市	57,216,000 <sup>円</sup>
	長 浜 市	10,875,000
	近 江 八 幡 市	23,562,000
	草 津 市	21,250,000
	守 山 市	3,451,000
	栗 東 市	1,236,000
	甲 賀 市	32,227,000
	野 洲 市	12,813,000
	湖 南 市	19,473,000
	高 島 市	9,000,000
	東 近 江 市	28,982,000
	米 原 市	23,800,000
	日 野 町	7,200,000
	竜 王 町	5,600,000
	愛 荘 町	5,562,000
豊 郷 町	594,000	
多 賀 町	484,000	
<b>計</b>	<b>263,325,000</b>	
県 営 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業	彦 根 市	563,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	長 浜 市	3,713,000 <sup>円</sup>
	甲 賀 市	43,750,000
	湖 南 市	3,000,000
	東 近 江 市	1,160,000
	米 原 市	7,700,000
	<b>計</b>	<b>59,886,000</b>
県営中山間地域総合整備事業	東 近 江 市	5,662,000
	<b>計</b>	<b>5,662,000</b>
県営農村振興総合整備事業	長 浜 市	9,625,000
	<b>計</b>	<b>9,625,000</b>
県営農地防災事業	彦 根 市	4,292,000
	長 浜 市	8,160,000
	甲 賀 市	7,996,000
	高 島 市	3,630,000
	東 近 江 市	7,500,000
	米 原 市	4,590,000
	多 賀 町	2,121,000
	<b>計</b>	<b>38,289,000</b>
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		